

お客様各位

2017年6月12日
NYK Container Line 株式会社

【注意喚起】欧州向け輸出 B/L 貨物明細記載に関して

平素より弊社サービスをご利用頂き厚く御礼申し上げます。

今年1月27日に弊社HPに掲載させて頂きました、欧州向け輸出 B/L の貨物明細記載に関するルールにつきまして、現状に基づき再度お客様に以下点をお願い申し上げます。

- ① 品目名が未だ不適切な表現が散見されます。
(例) General Goods, Auto Parts, Plastic Goods など

記載して頂いている6桁のHS CODEに見合った品目名の記載をお願い申し上げます。

- ② 1B/Lに複数品目が含まれる場合、品目 (=HS CODE) 毎の貨物情報を可能な限り、記載して頂きますようお願い申し上げます。

弊社が B/L 作成する際、ルールに則していない表現や情報不足があった場合、これまでは弊社より確認をさせて頂いておりましたが、今後は確認作業は行わず、お客様より御提出頂いた情報を正として対処させて頂きます。

又、欧州税関より情報不足に起因したペナルティー等が発生した場合、お客様のご負担になりますこと、予めご理解頂きますようお願い申し上げます。

以上